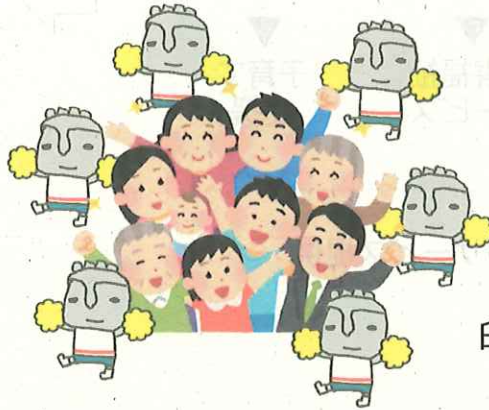


重層的支援体制整備事業

について



臼杵市福祉課 社会福祉グループ

この資料は厚生労働省のホームページより文やイラスト等を引用しています。詳しくはこちら→



「じゅうそう (重層)」って何？

重層的支援体制整備事業 (略して「重層」「重層事業」など)

ポイント1

重層事業は、手段であって目的ではありません。
目的は「地域共生社会の実現」です。



ポイント2

「地域共生社会の実現」のために「包括的な支援体制の整備」が市町村の努力義務として社会福祉法に規定されています。
臼杵市では令和6年度から重層事業の交付金を活用して「包括的な支援体制の整備」をすすめています。

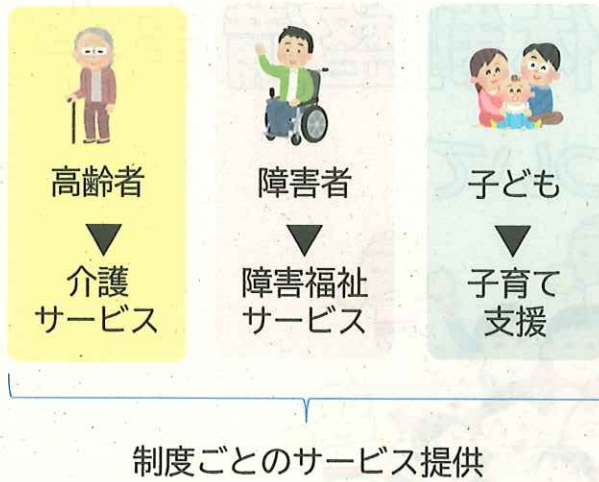


重層事業を実施せず包括的な支援体制を整備している市町村もあります

「地域共生社会の実現」に向けて

まず背景として…

①福祉ニーズの多様化・複雑化



複合的な困りがある場合や
分野を横断しての対応に課題

たとえば

- ・8050問題
- ・ひきこもり
- ・ヤングケアラー
- ・孤独孤立
- ・居住支援



など既存の制度に当てはまらない
場合はどうやって対応する？

②人口減少・少子高齢化

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

「地域共生社会の実現」に向けて

4つの改革「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

★誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

- ①包括的な相談支援と資源開発
- ②分野を横断した総合的な支援の提供

目標
2040年!

★誰もが支え合う共生社会の実現をめざす

- ③新しい支援体制を支える環境の整備（人材の育成・確保 等）
- ④地域住民の参画と協働

「地域共生社会の実現」に向けて

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日 閣議決定)



全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現する。

◎支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

◎社会・経済活動の基盤として人と資源が循環し、地域の幅広い関係者の参加・協働により、地域そのものの持続的発展を目指す観点も含めた地域全体の将来を見据えた概念として定義。

「地域共生社会の実現」に向けて

平成29年社会福祉法改正

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

★地域福祉の推進の理念を法律に規定

「地域住民等は」

- ・福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握する
- ・関係機関との連携等によりその解決を図る

「市町村は」

- ・地域住民等及び関係機関の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を整備するよう努める
- ・市町村地域福祉計画を策定するよう努める

「地域共生社会の実現」に向けて

「地域共生社会推進検討会」の設置（令和元年5月）

★検討会の最終とりまとめ（提言）

- ・ 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設
- ・ 本人や世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民を対象とする
- ・ 既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする
- ・ 制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する

「地域共生社会の実現」に向けて

令和2年社会福祉法改正

★地域福祉の推進に関する事項を規定

「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」

★重層的支援体制整備事業に関する事項を規定

包括的な支援体制を整備するための手段の1つとして、重層的支援体制整備事業を創設（法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業の中身

		機能	既存制度の対象事業等	
必須事業	第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
		ロ		【障害】障害者相談支援事業
		ハ		【子ども】利用者支援事業
		ニ		【困窮】自立相談支援事業
	第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
任意事業	第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】地域介護予防活動支援事業
		ロ		【介護】生活支援体制整備事業
		ハ		【障害】地域活動支援センター事業
		ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
	第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がりを続ける機能	新	
	第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
	第6号	支援プランの作成 (多機関協働と一体的に実施)		

臼杵市の重層事業の取り組み

臼杵市がめざす姿



- 高齢者分野を中心に培ってきた地域包括ケアシステム構築のノウハウを活かしつつ、各分野が持つスキルやネットワークを持ち寄るための「人（コーディネーター）」と「場（プラットフォーム）」の機能を整えていく。
生活支援体制整備の取り組み
- 市内全域で設置済みの「地域振興協議会（地域運営組織）」を大きな強みとして、地域住民の参画と協働を強化する。
- 分野を超えた支援関係者の密な連携を強化できるよう、参加型のプロセスを重視した体制整備を推進していく。

臼杵市の重層事業の取り組み

相談支援

多機関・多職種で地域を支える
【支える力を高めていく】
どこに相談しても、適切な支援につながる分野横断的な連携体制

多機関連携の基盤強化

生活困窮 福祉課 社会福祉協議会 生活困窮者支援調整会議	高齢者 高齢者支援課 包括支援センター 地域ケア会議	子ども 子ども子育て課 ちあぼーと 要保護児童対策協議会	障がい 福祉課 相談支援機関 自立支援協議会	医療 保健健康課 医師会 臼杵市Z会議
--	--	--	--	-------------------------------------

個人や世帯を取り巻く環境に働きかけるための
分野横断的な協働体制の整備

- 臼杵市役所各課
- 臼杵市社会福祉協議会
- 臼杵市医師会
- 地域包括支援センター
- 相談支援事業所
- 市民後見センター
- 社会福祉法人
- ハローワーク
- グリーンコープ
- ワーカーズコープ
- 若者支援団体
- その他支援関係機関…等

うすきプラットフォーム

～ 分野を問わず、課題や方向性を全体共有～
「どこに相談しても、適切な支援につながっていく体制づくり」

クロスファンクショナルチーム(CFT)

課題に応じたチームを随時編成し、機動性を高める
(例：地域交通、ヤングケアラー、孤独・孤立対策等)

地域を基本として多様な経路でつながり、あらゆる人に社会参加の機会を増やし、ゆるやかな見守り等を含む寄り添い型の支援が行える体制づくりを行う

市内の各分野に
コーディネート人材を配置
※ 各分野への「つなぎ戻し」

参加支援

生活支援コーディネーター
就労活動支援コーディネーター
就労準備事業者
就労継続支援事業所 等

多機関協働

重層的支援会議/支援会議
社会福祉協議会に中核を担う
コーディネート人材を配置

アウトリーチ等(継続的支援)

臼杵市役所福祉課
利用者/相談支援事業者
地域包括支援センター
社会福祉協議会 等

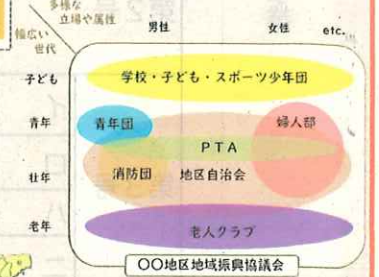
地域づくり

コミュニティで地域を守る
【守る力を高めていく】
魅力的な地域づくりと多様な人々の活躍の場づくり

地域連携の基盤強化

地域
地域力創生課
地域運営組織
連絡会等

地域振興協議会のイメージ



旧小学校区エリア18カ所すべてに設立された
地域振興協議会による「地域間連携」

地域振興懇談会 (全18地域/年2回)

野津ブロック連絡会 (7地域/隔月)
臼杵ブロック連絡会 (11地域/隔月)

本日みなさんに聞きたいこと

相談支援と地域づくり双方からの仕組みづくりを進めています。

地域づくりとして、令和6年度より社会福祉協議会が

- 福祉委員を市内全域に配置
- 地区福祉推進協議会を市内全域に設置

など、地域振興協議会とあわせた体制がさらに整備されました。

人口減少や少子高齢化による担い手不足が進む中…

★福祉的課題を抱えている人(世帯)に気づける方を地域の中で増やしていくには、
どういった取り組みが必要だと思いますか？

★福祉的課題に気づいた後に専門機関や福祉サービスに繋げる仕組みづくりについて、
どういったことが必要だと思いますか？